

(仮称) 柏市こども計画 (素案)

# 表紙

(こどものイラスト使用予定)

(令和 7 年 1 2 月時点)

こども政策課



市長挨拶

タイトルが入ります

市長近影

テキストが入ります。

柏市長 太田 和美



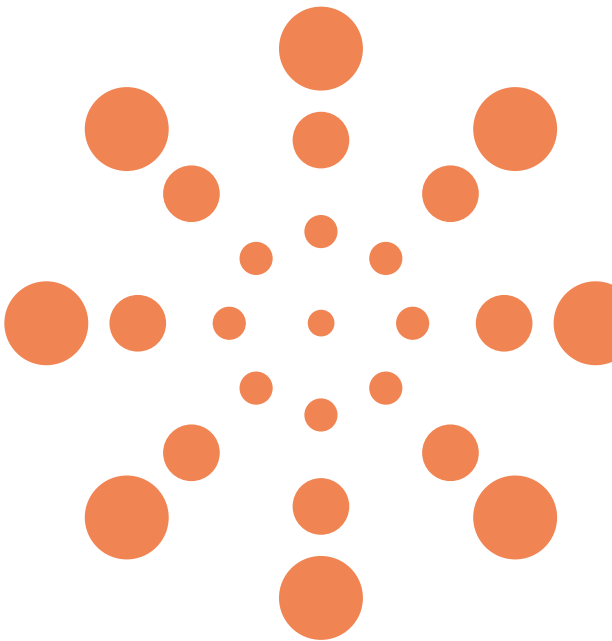
# 目次

---

## 第1章 計画の概要

- 1 策定の背景
- 2 策定の目的
- 3 計画の位置付け
- 4 計画期間
- 5 計画の対象
- 6 こども基本法等のこども施策の動向

## 第2章 本市を取り巻く現状と課題

- 1 人口
  - 2 結婚
  - 3 妊娠・出産
  - 4 子育て・子育て
  - 5 雇用・労働
  - 6 成育環境
  - 7 安心安全
  - 8 こども・若者、子育て当事者からの意見聴取
- 


## 第3章 計画の方向性

- 1 基本目標
- 2 施策の方向性

## 第4章 計画の推進

- 1 推進体制

## 参考資料

- 1 意見聴取の実施
  - 2 委員名簿
  - 3 答申書
- 



# 第 1 章

## 計 画 の 概 要



## 1

## 策定の背景

令和5年に生まれたこどもの数は72万7277人となり、統計開始の明治32年以来、最少となりました。こうした少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しくなります。

国では、令和5年12月22日に「こども大綱」を閣議決定し、こども・若者が権利の主体として、誰一人取り残すことなく、その健やかな成長を社会全体で支援する「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととしました。

また、千葉県では令和7年3月に「千葉県こども・若者みらいプラン」が策定され、本市においても、令和7年3月に策定された柏市第六次総合計画において、「子どもからお年寄りまで、多様な人々がつながるコミュニティと様々な居場所が生まれることで、柏に住み、働き、学び、憩い、遊びに来る誰もが、健やかに育ち、安心して過ごし、年齢を重ねていくことができるまち」を目指すこととしています。

## 2

## 策定の目的

本計画の策定にあたり、柏市のこどもと子育てを取り巻く現状、共働き家庭の増加への対応や、子育てに不安や負担を抱える保護者、特別な支援が必要なこどもと子育て家庭などを改めて捉えなおし、きめ細かい支援をより一層進めていくことが「こどもまんなか社会」の実現に向けて不可欠であることを確認しました。

これを踏まえ、柏市が目指すべき目標や方向性などを定め、こども施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市における共通の基盤となる新たな計画として「柏市こども計画」を策定します。

## 3

## 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく、市町村こども計画として位置付ける計画です。

また、「柏市総合計画」のうち、主にこども及びその保護者を対象とする取組に関する部分の部門計画として位置付けるとともに、「柏市教育振興計画」等の計画と連携を図りながら策定するものです。

なお、本計画は、「柏市子ども・子育て支援事業計画」、「柏市こどもの貧困対策推進計画」、「柏市ひとり親家庭等自立促進計画」及び「(仮称)柏市母子保健事業に関する基本方針」を包含するものです。加えて、「少子化社会対策基本法に基づく施策」、「子ども・若者育成支援推進法に基づく施策」について、その趣旨と内容を踏まえた構成としています。



## 4

## 計 画 期 間

本計画は、令和8年度から令和11年度の4年間を一期とした計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や子ども及び子育て家庭を取り巻く状況の変化などに合わせ、計画期間内であっても、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

## 5

## 計 画 の 対 象

それぞれの子ども・若者の状況に応じて必要な支援が、成年年齢である18歳、20歳等といった特定の年齢で途切れることなく、社会全体で切れ目なく支えることを目的に、全ての子ども・若者及び子育て当事者とします。

## 6

## こども基本法等のこども施策の動向

## こども家庭庁の創設

令和3年12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」が閣議決定され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする。そうしたこどもまんなか社会を目指すための新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されました。



(出典)こども家庭庁「こどもまんなかマーク」

こどもまんなか社会の実現に向けて、こども家庭庁が関連する活動を実施する際などに、こどもまんなかアクションの趣旨への賛同意思を表明するために用意するマーク

## 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)

1989年に国際連合において採択され、1994年に日本も批准しました。児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界 196 の国・地域が締約している世界的な条約です。

### 子どもの権利条約“基本の4つの原則”

1

#### 差別の禁止 (差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。



2

#### 子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考える。



3

#### 生命、生存及び 発達に関する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。



4

#### 子どもの意見の尊重 (意見を表明し考慮されること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。



## こども基本法

### ○こども基本法の目的

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

国や都道府県、市区町村は、こども基本法の内容にそって、こども施策を行っていきます。

### こども基本法:第1条(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

### こども基本法:第2条(定義) ※条文を一部抜粋

#### 第二条 (略)

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援


三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

## こども基本法の基本理念

こども基本法第3条では、こども施策の基本理念として以下の6点が規定されています。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

<p><b>1</b> すべてのこどもは大切にされ、 基本的な人権が守られ、差別されないこと。</p>	<p><b>4</b> すべてのこどもは年齢や発達に応じて、 意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって 最もよいことが優先して考えられること。</p>
<p><b>2</b> すべてのこどもは、大事に育てられ、 生活が守られ、愛され、保護される 権利が守られ、平等に教育を受けられること。</p>	<p><b>5</b> 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが 十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、 家庭と同様の環境が確保されること。</p>
<p><b>3</b> 年齢や発達の程度により、 自分に直接関係することに意見を言えたり、 社会のさまざまな活動に参加できること。</p>	<p><b>6</b> 家庭や子育てに夢を持ち、 喜びを感じられる社会を つくること。</p>



(出典) こども家庭庁「こども基本法」より引用

### こども基本法:第3条(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二百十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

## こども大綱

こども大綱は「こども基本法」に基づく大綱で、幅広いこども政策に関する基本的な方針を定めることを目的に策定されました。

この大綱を基に、こども・若者、子育て当事者をまんやかに据えた取組をおこなっていくものです。

こども大綱では、全てのこども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なく健やかに成長し、将来にわたり幸せに生活ができる「こどもまんやか社会」の実現を目指します。

「こどもまんやか社会」を実現するためには、全てのライフステージで共通する課題や、特定のライフステージに応じた課題や、子育て当事者の支援を念頭においた施策が重要です。

### こども基本法: 第9条(こども施策に関する大綱) ※条文を一部抜粋


第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱(以下「こども大綱」という。)を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。


- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項(略)

 **1 ライフステージを通じた重要事項**

<p>子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等</p>	<p>障害児支援・医療的ケア児等への支援</p>
<p>多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり</p>	<p>児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援</p>
<p>子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供</p>	<p>子ども・若者の自殺対策・犯罪などから子ども・若者を守る取組</p>
<p>子どもの貧困対策</p>	

<p> <b>2 ライフステージ別の重要事項</b></p> <p><b>子どもの誕生から幼児期まで</b></p> <p>○妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保○子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実</p> <p><b>学童期・思春期</b></p> <p>○子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等・居場所づくり○小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実○成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育○いじめ防止○不登校の子どもへの支援○校則の見直し○体罰や不適切な指導の防止○高校中退の予防、高校中退後の支援</p> <p><b>青年期</b></p> <p>○高等教育の修学支援、高等教育の充実・就労支援、雇用と経済的基盤の安定・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援○悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実</p>	<p> <b>3 子育て当事者への支援に関する重要事項</b></p> <p>子育てや教育に関する経済的負担の軽減</p> <p>地域子育て支援、家庭教育支援</p> <p>共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大</p> <p>ひとり親家庭への支援</p>
---	--

(参考) 子ども家庭庁「子ども施策に関する重要事項」より一部抜粋

## こどもの居場所づくりに関する指針

こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。すなわち居場所とは、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものです。

こうした多様な場がこどもの居場所になるかどうかは、一義的には、こども・若者本人がそこを居場所と感ずるかどうかによっています。その意味で、居場所とは主観的側面を含んだ概念です。

したがって、その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められます。

### 各視点に共通する事項

#### ① こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

— こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみよう」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者ととも居場所づくりを進めることが重要

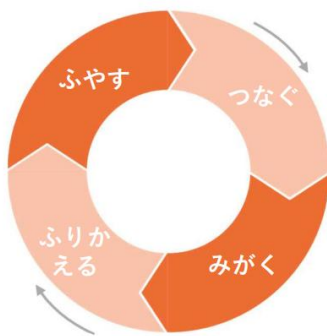
#### ② こどもの権利の擁護

— こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

#### ③ 官民の連携・協働

— 居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

### こどもの居場所づくりにおける 4つの基本的な視点



これらの視点に順序や優先順位はなく、相互に関連し、また循環的に作用するものである。

#### ふやす

#### ～多様なこどもの居場所がつくられる～

- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持っているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

#### つなぐ

#### ～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

#### みかく

#### ～こどもにとって、より良い居場所となる～

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

#### ふりかえる

#### ～こどもの居場所づくりを検証する～

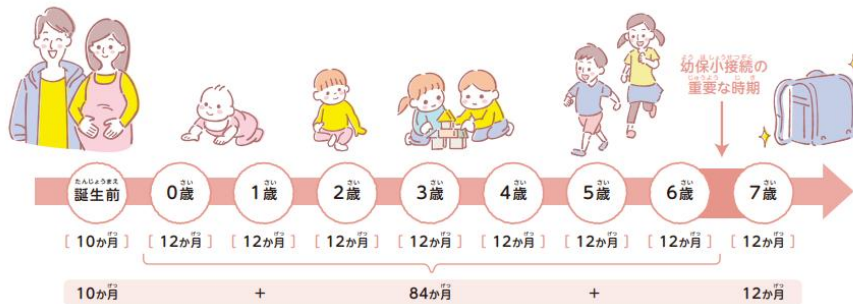
- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

(出典) こども家庭庁「こども大綱」参考資料引用

## 幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン)

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンの目的は、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング向上を図ることであり、こども基本法の目的・理念にのっとり、多様なこどもの心身の状況や、置かれている環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、それぞれのこどもにとって「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を通じて切れ目なく、こどもの周囲の環境(社会)を捉えながら、その心身の健やかな育ちを保障する観点で定めるものです。

### 『はじめの100か月』とは?



- 『はじめの100か月』は、生涯にわたるウェルビーイング(身体・心・環境(社会)の面での幸せ)の向上に繋がっていく、特に大切な時期です。
- この時期に大切にしたい考え方を、5つのビジョンとしてまとめています。

※誕生月によって変動あり。94~106か月⇒概ね100か月。

### 『はじめの100か月』の5つのビジョン -大切にしたい考え方-

**01** こどもの権利と尊厳を守る

全てのこどもに権利があります。こども一人ひとりの思いや願いを大切にしています。

**02** 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

こどもは、おとなとの「アタッチメント(愛着)」「安心」を土台として、「遊びと体験」「挑戦」を繰り返しながら成長していきます。

**03** 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

こどもの成長に応じた環境の変化が育ちの「切れ目」を生まないように、全ての関係者で連携して育ちを支えることが重要です。

**04** 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

こどもに最も近い存在の保護者・養育者がこどもとともに育つことができるように、様々な人や機会で支えています。

**05** こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

こどもや子育てに直接関わりがある人も、ない人も、全ての人がこどもの育ちにとって大切な役割を担っています。

(出典) こども家庭庁「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」引用



## 第 2 章

### 本市を取り巻く現状と課題



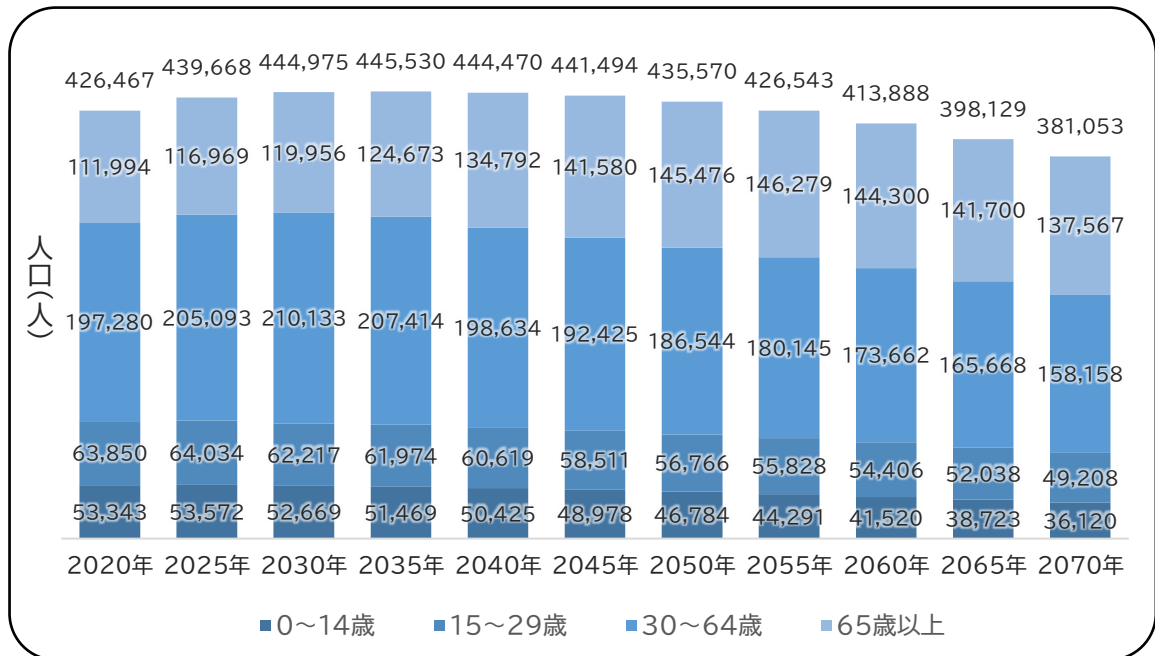
1

人 口

柏市の総人口は、令和17年の44万5530人をピークに減少局面に入り、令和22年以降、減少数は増加する見込みです。

老年人口は増加を続け、令和27年には約3人に1人が65歳以上となります。生産年齢人口及び年少人口は令和12年頃をピークに減少局面に入りますが、計画期間内では急激には減少せず、横ばいとなることが見込まれます。

【図表●】年齢3区分別将来推計人口



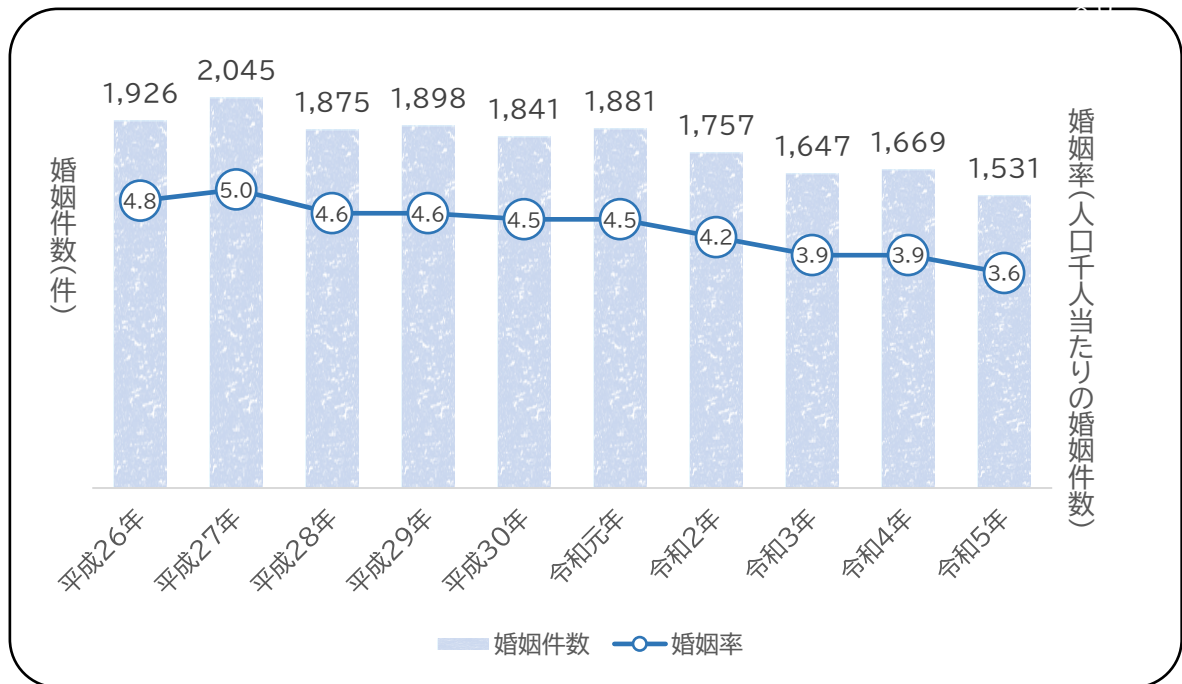
(出典) 柏市の将来人口推計報告書(2023年推計)

## 2

## 結 婚

柏市の婚姻件数及び婚姻率は減少傾向にあります。令和5年の婚姻件数は1531件、人口1000人当たりの婚姻件数である婚姻率は3.6となっています。

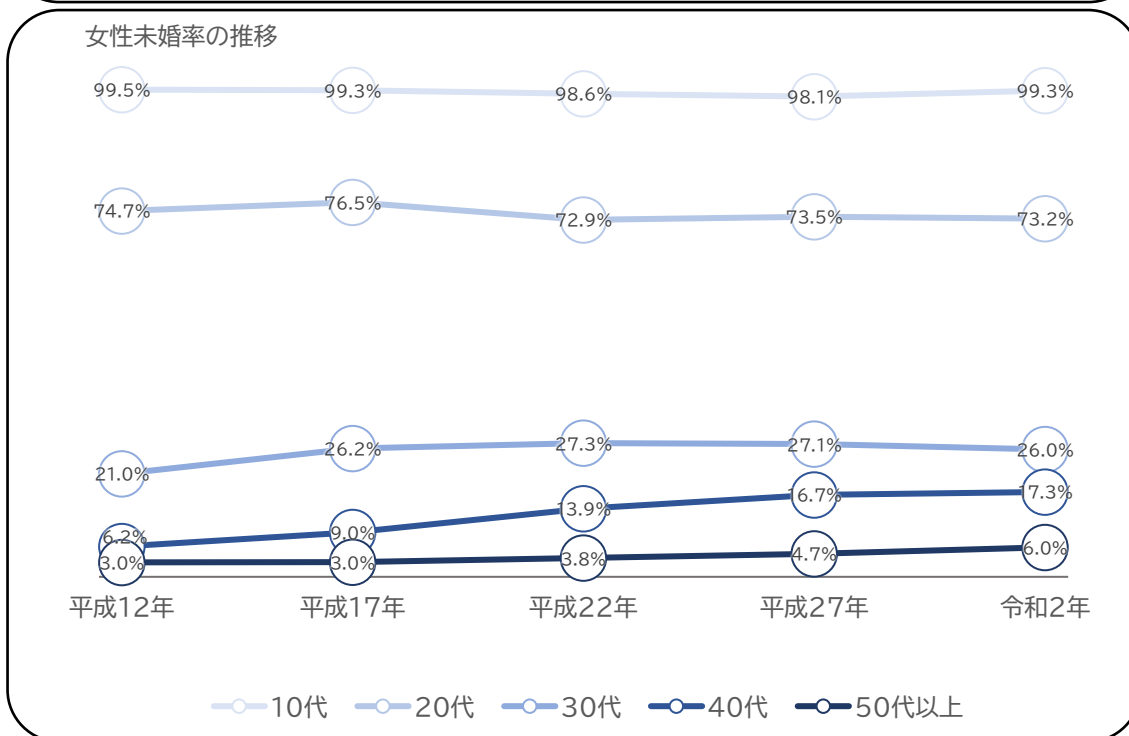
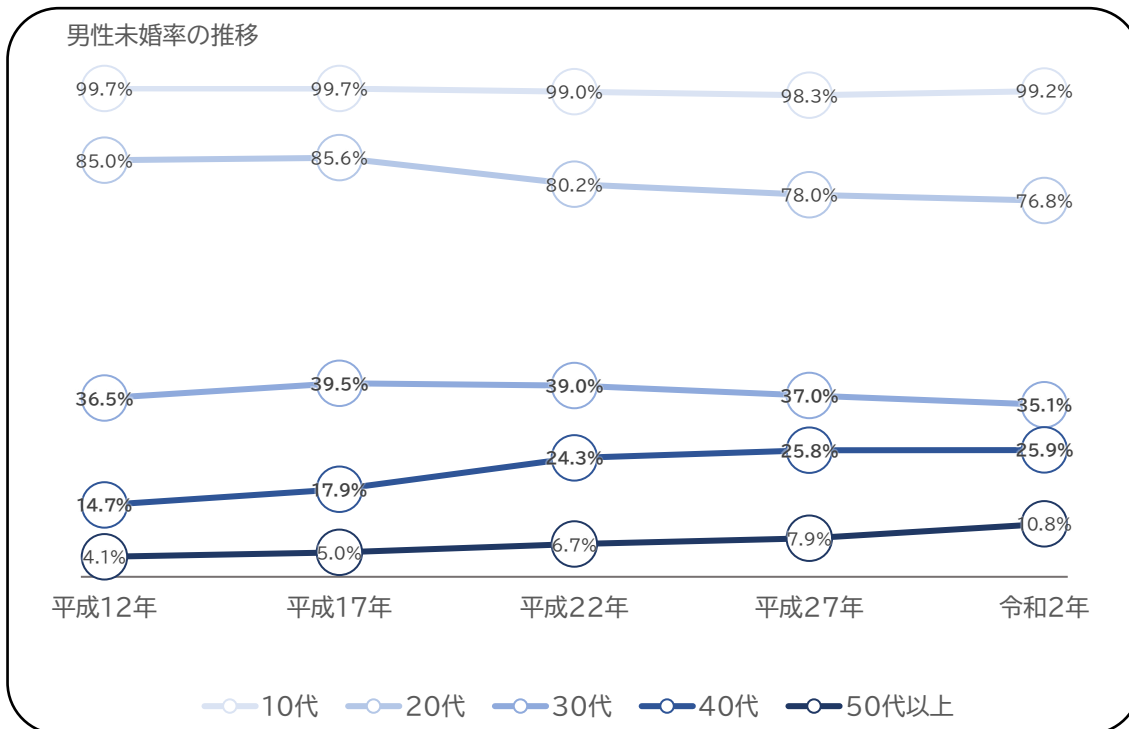
【図表●】婚姻件数及び婚姻率の推移



(出典)千葉県衛生統計年報「人口動態統計の概況(確定数)」

柏市の未婚率は男女ともに上昇傾向にあります。令和 2 年の男性は 30 代では約 3 人に 1 人(35.1%)、女性は 30 代では約 4 人に 1 人(26.0%)が未婚となっています。

【図表●】未婚率の推移(男女・年齢別)



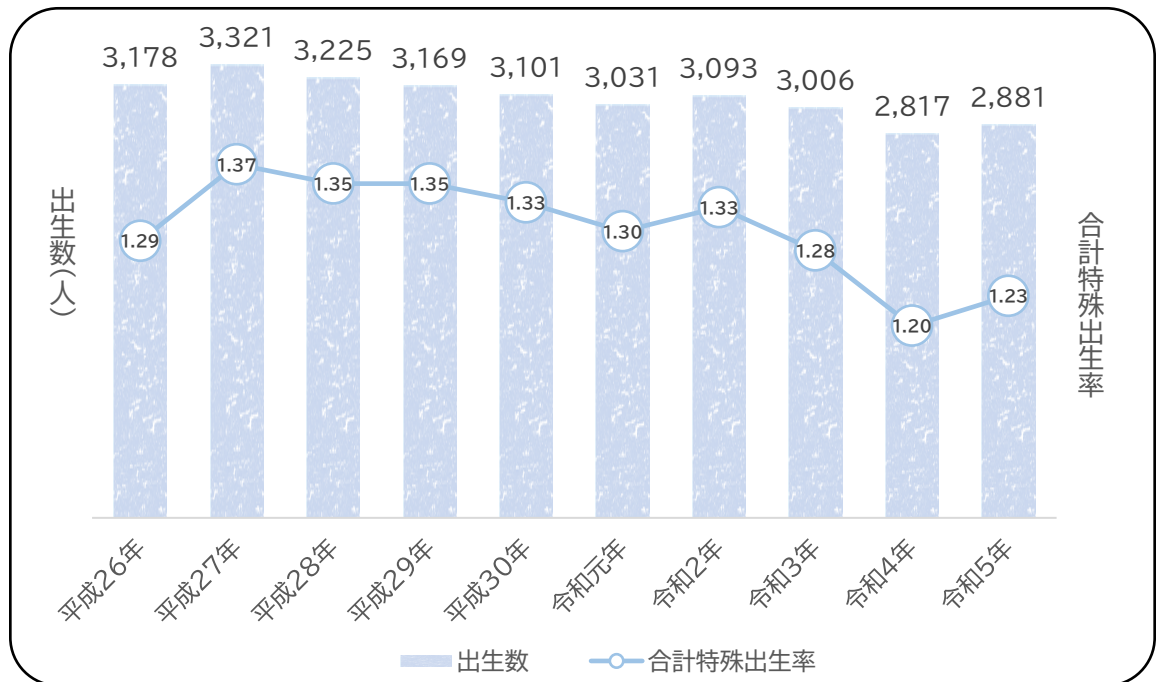
(出典)総務省「国勢調査」

## 3

## 妊 娠 ・ 出 産

柏市の出生数及び合計特殊出生率は、減少傾向となっています。令和5年の出生数は2881人、合計特殊出生率は1.23です。

【図表●】出生数及び合計特殊出生率の推移

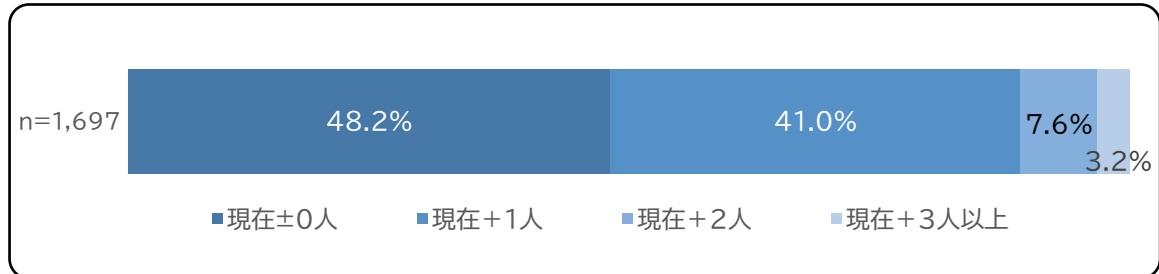


(出典)千葉県衛生統計年報「人口動態統計の概況(確定数)」

※合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、次の2つの種類があり、一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

柏市における就学前児童保護者では約 2 人に 1 人(51.8%)が、  
現在よりも多くのこどもの数を理想としています。

【図表●】現在のこどもの数と比較した理想のこどもの数



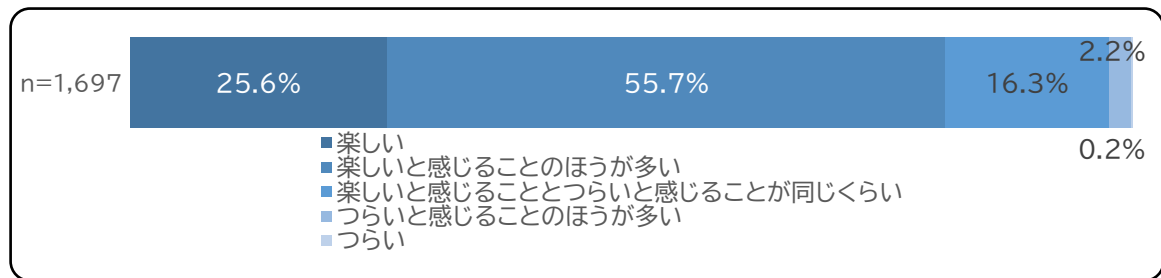
(出典) 柏市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査(令和5年度)」

## 4

## 子育て・子育て

柏市における就学前児童保護者では、多くの人（81.3%）が、子育てを楽しんでいると感じています。

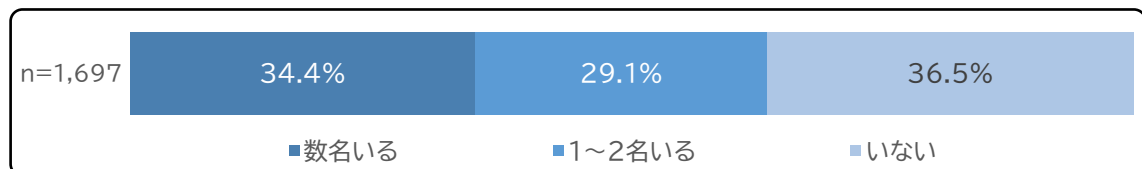
【図表●】子育ては楽しいですか



（出典）柏市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）」

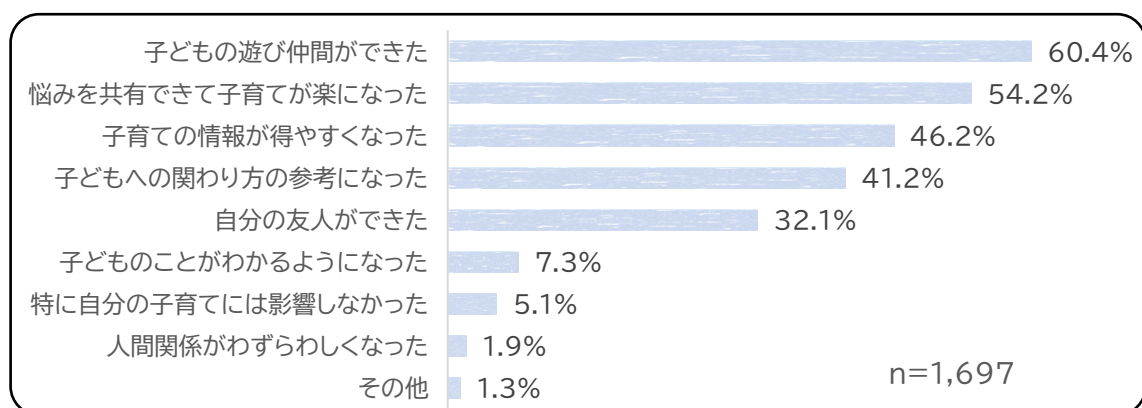
柏市における就学前児童保護者では、約 2 人に 1 人（63.5%）に子育て仲間がおり、仲間から良い影響を受けたと感じています。

【図表●】親子でいっしょに過ごす子育て仲間はいませんか。



（出典）柏市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）」

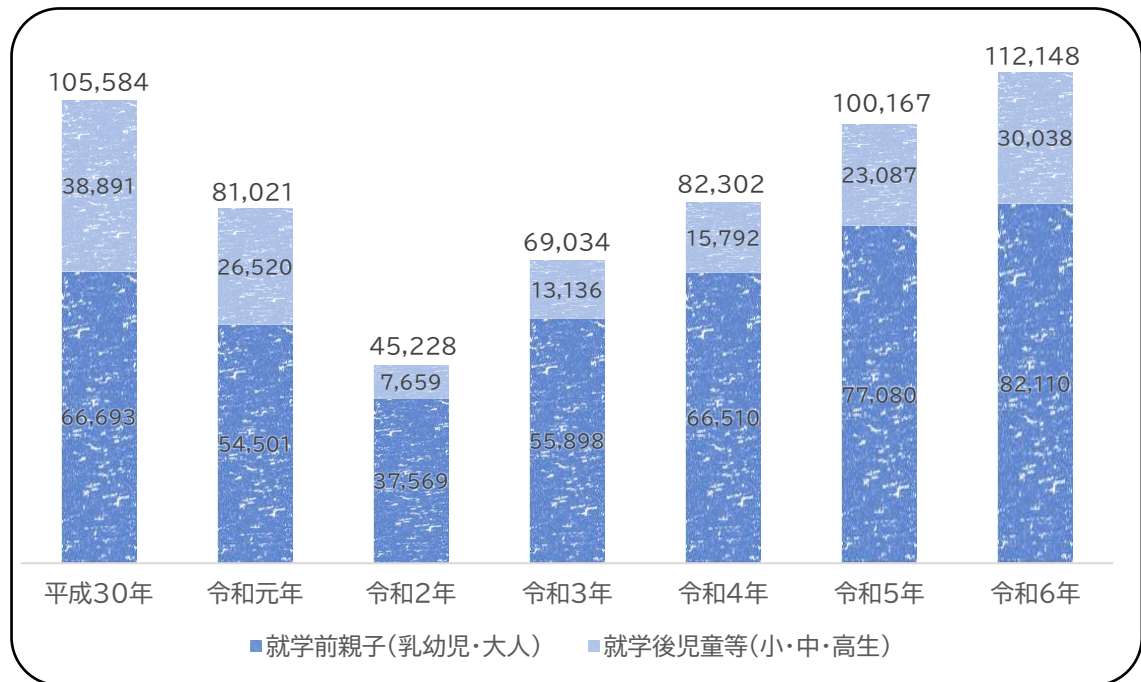
【図表●】子育て仲間がいて感じること



（出典）柏市「子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）」

柏市の児童センターでは幅広い年代の子どもたちに利用されており、令和6年には、コロナ禍前と同程度の利用がありました。子どもが自ら社会の中で関わりを持ち、様々な経験等を通じて考えたり感じたりすることができる居場所の一つとして活用されています。

【図表●】児童センター利用者の推移



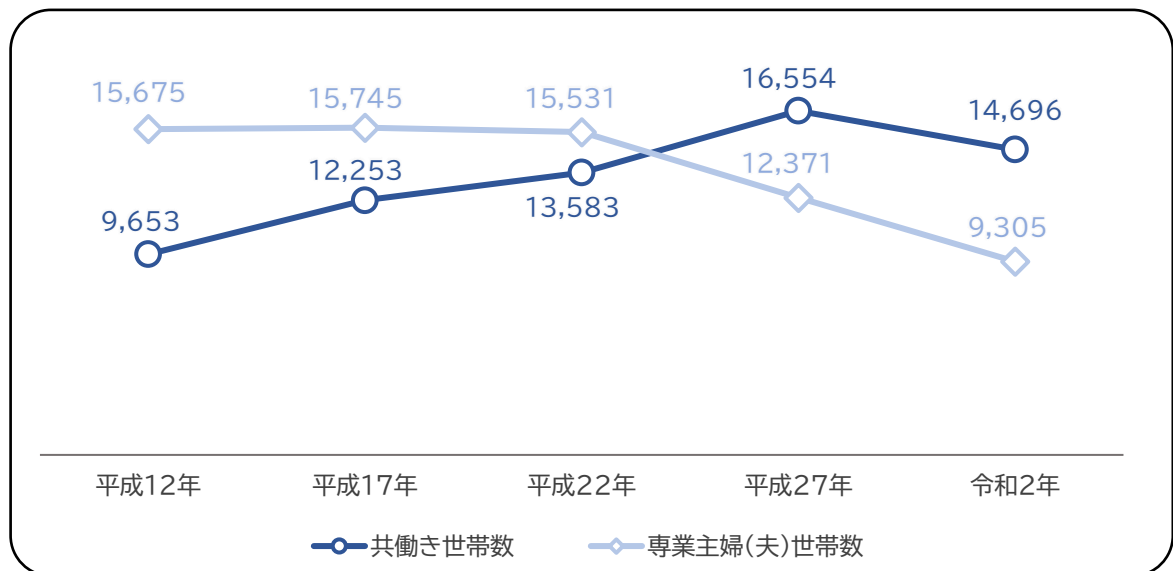
(出典) 柏市「児童センター利用者数」

## 5

## 雇 用 ・ 労 働

柏市の夫婦のいる核家族世帯で最年少のこどもが18歳未満の世帯では、専業主婦(夫)世帯の数は減少が続いています。共働き世帯の数は増加傾向にあり、平成27年以降は、専業主婦(夫)世帯の数を上回り、令和2年は1万4696世帯となっています。

【図表●】共働き世帯数及び専業主婦(夫)世帯数の推移  
(核家族世帯で最年少のこどもが18歳未満の世帯)



注 共働き世帯は、夫・妻とも就業者の世帯

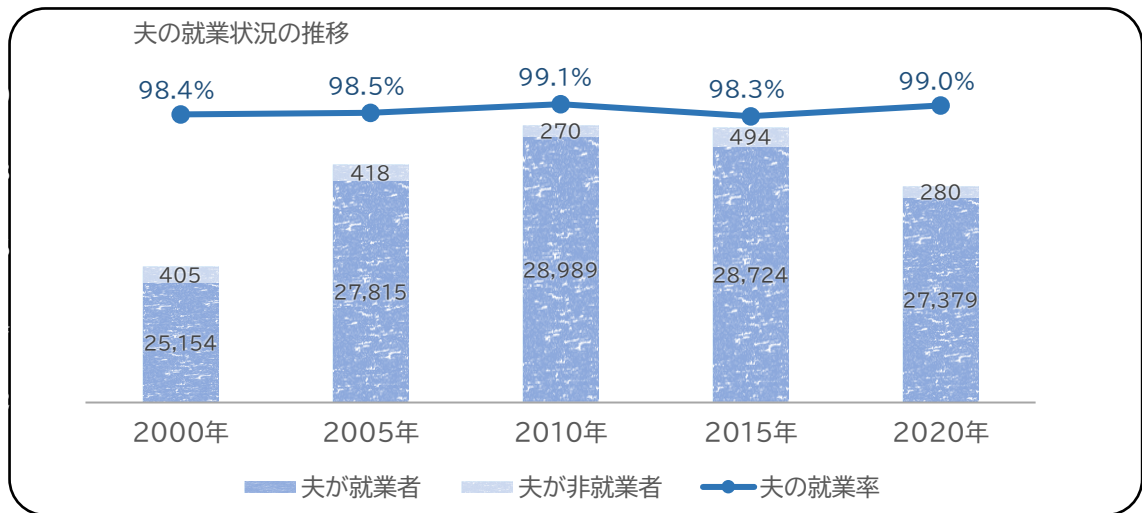
専業主婦(夫)世帯は、夫婦の一方が就業者・もう一方が非就業者の世帯

(出典)総務省「国勢調査」

柏市の夫婦のいる核家族世帯で最年少のこどもが18歳未満の世帯において、妻が就業している世帯及びその割合は増加が続いています。令和2年は1万8415世帯で66.6%を占めています。

【図表●】夫の就業状況の推移

(核家族世帯で最年少のこどもが18歳未満の世帯)

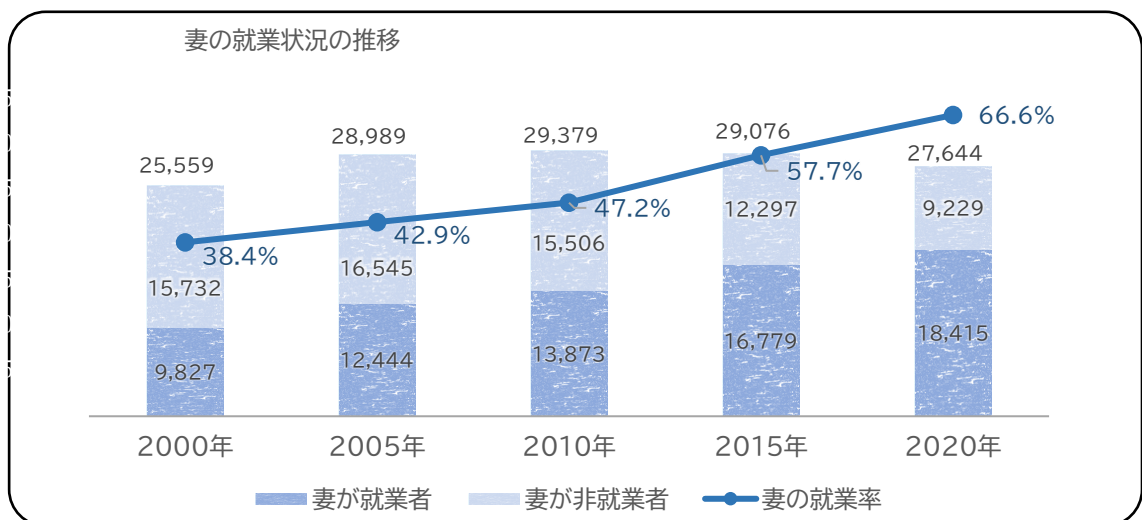


注 妻の労働力状態が「不詳」の世帯は除く

(出典)総務省「国勢調査」

【図表●】妻の就業状況の推移

(核家族世帯で最年少のこどもが18歳未満の世帯)



注 夫の労働力状態が「不詳」の世帯は除く

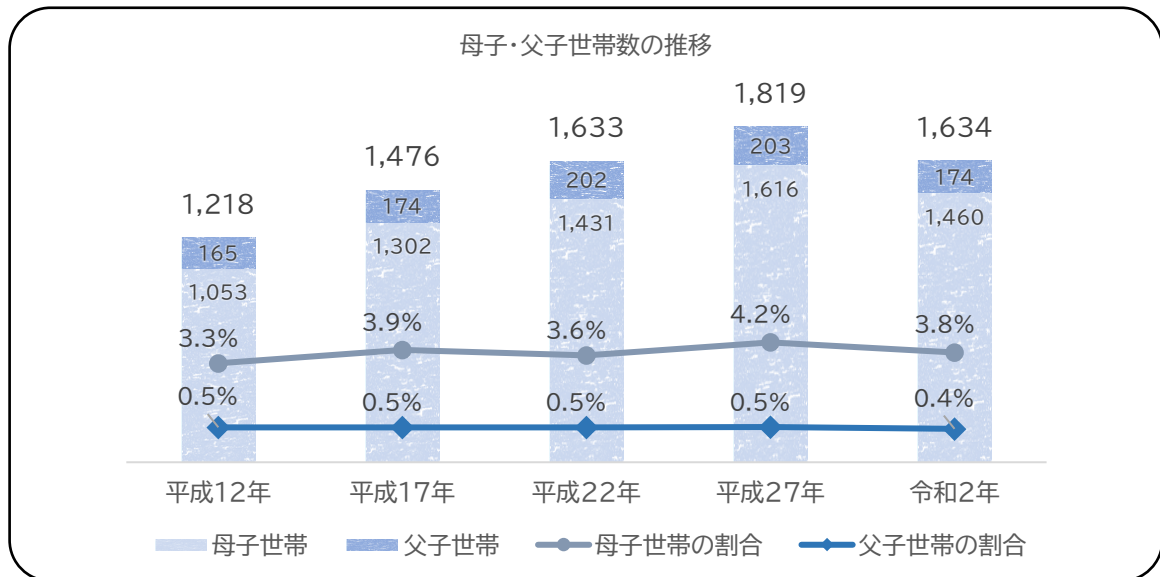
(出典)総務省「国勢調査」

## 6

## 成 育 環 境

柏市の令和2年における18歳未満世帯員のいるひとり親世帯の数は、母子世帯が1460世帯、父子世帯が174世帯となっています。

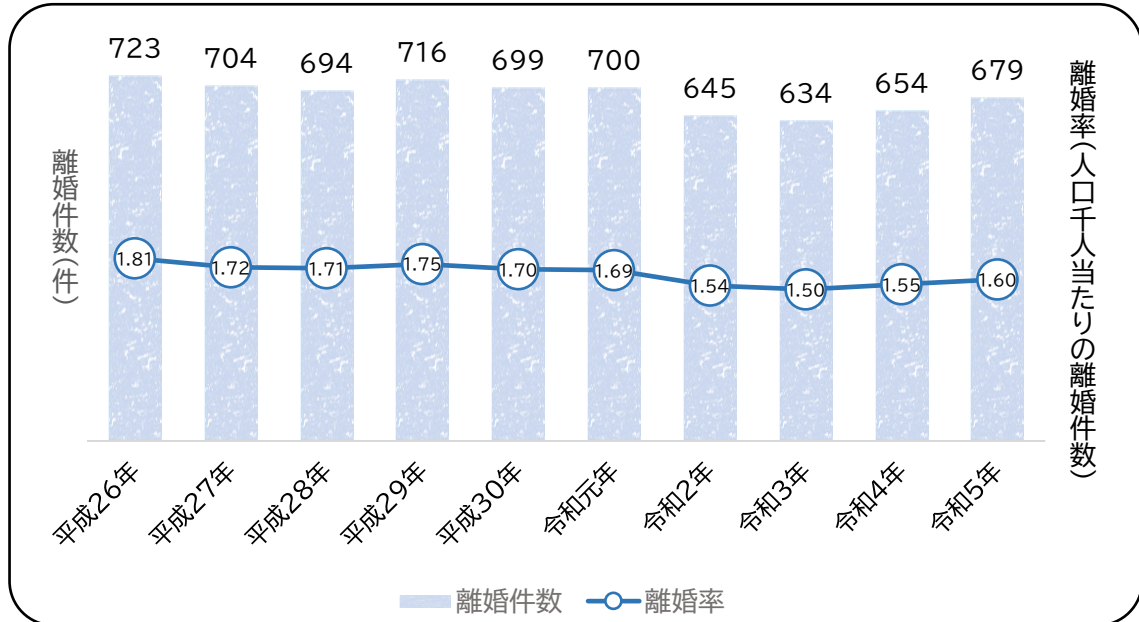
【図表●】母子・父子世帯数の推移



(出典)総務省「国勢調査」

柏市の離婚件数及び離婚率は横ばい傾向にあります。令和5年の離婚件数は679件、人口1000人当たりの離婚件数である離婚率は1.6となっています。

【図表●】離婚件数及び離婚率の推移



(出典)千葉県衛生統計年報「人口動態統計の概況(確定数)」

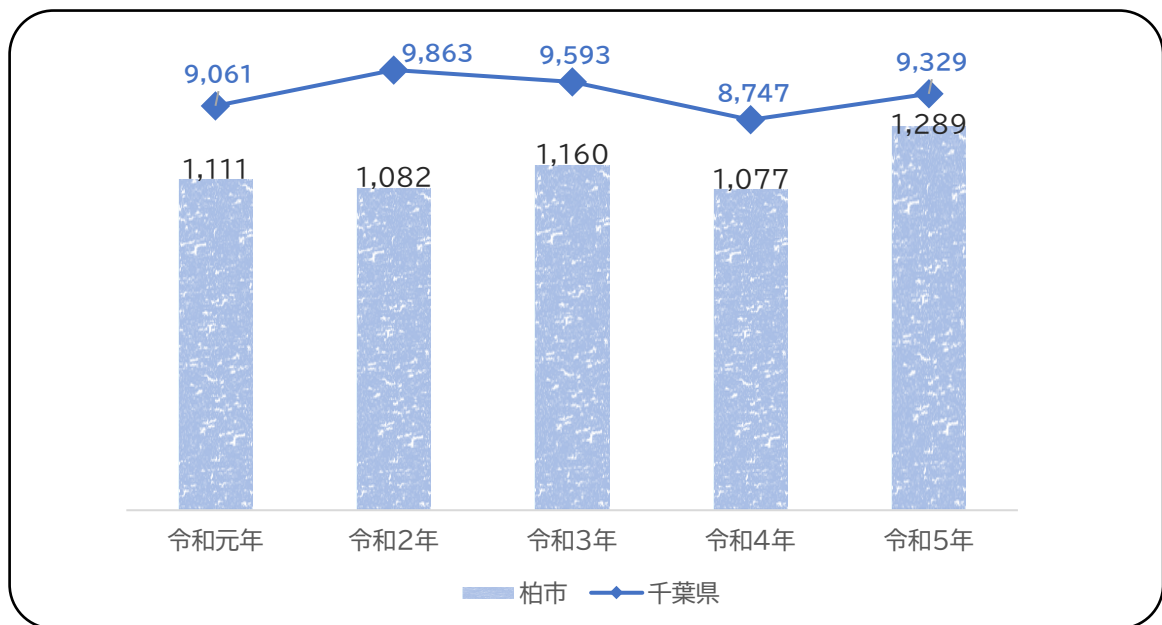
## 7

## 安心安全

## 児童虐待

深刻な虐待事件が全国各地で発生する中、虐待防止や適切な対応が喫緊の課題となっています。対応件数の増加は虐待自体の増加とは言いきれませんが、対応すべき件数は年々増加しています。

【図表●】柏市内における相談対応件数の推移



(出典)厚生労働省「福祉行政報告例・千葉県児童相談所業務概要」

## 8

## こども・若者、子育て当事者からの意見聴取

## 柏まつり(令和7年7月26・27日)

【保護者】子育て支援サービスで利用してみたい・利用して良かったと思うもの(単一回答)



## 【小学生】放課後すごしたい場所（単一回答）

※TeToTe1階「遊びの広場」にて実施



【小学生】放課後すごしたい場所（単一回答）

※TeToTe4 階「本の広場」にて実施



【中高生】放課後は、どんなことがしたいですか？



イベントにおける意見聴取  
(令和7年11月19日)

現在集計中ため次回提示

**小中学校への意見聴取****(令和★年★月★日～令和★年★月★日)**

実施後，掲載予定

## こども・若者意見反映サポート事業(令和★年★月★日)

実施後，掲載予定



# 第3章



## 計画の方向性



## 1

## 施策の方向性

様々な調査結果から、子育てに対する負担や不安の解消、こどもや若者の健やかな成長など、こども施策の重要性を再確認しました。

また、本計画は、こども基本法に掲げる基本理念やこども大綱を踏まえつつ策定するものです。これらを基礎として、関係部局との連携についても一層強化し、こども施策を社会全体で総合的かつ着実に推進していくことを目的としています。

そのうえで、国のこども大綱や千葉県こども・若者みらいプランを勘案し、どのような施策を進めているのかを体系的に位置付け、市民にとっても直感的に理解できる「見える化された計画」となるよう14個の基本目標を設定しました。

こども・若者及び子育て当事者が自らの暮らしや子育ての視点から、行政の取組を容易に把握できるようにすることで、施策への理解と信頼を高めていきたいと考えています。

そして、この計画を通じて、市がどのような考えや方向性を持ってこども・若者及び子育て当事者を応援しているのかをわかりやすく発信し、こども施策への理解を深め、すべてのこどもや若者などが幸福に暮らせる“こどもまんなか社会”の実現を社会全体で目指します。

## 2

## 基本目標

## 全ての子ども・若者など

1-1

子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

1-2

多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

1-3

子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

1-4

子どもの貧困対策

1-5

障害児支援・医療的ケア児等への支援

1-6

児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

1-7

子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

## ライフステージ別

2-1

こどもの誕生前から幼児期まで

2-2

学童期・思春期

2-3

青年期

## 社会全体(子育て当事者)

3-1

子育てや教育に関する経済的負担の軽減

3-2

地域子育て支援、家庭教育支援

3-3

共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

3-4

ひとり親家庭への支援

## 基本目標 1-1

こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

### こども大綱(抜粋)

こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する。

困難を抱えながらもSOSを発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進する。

○子どもが基本的人権の享有主体として最大限尊重される社会を目指して、人権尊重思想の普及を図るため、啓発を推進します。

また、人権教育の大切さを啓発するとともに、道德教育の推進等により、道德性の向上を図ります。

その他、子どもや保護者が気軽に相談できるよう、専門相談員による相談など、相談窓口の充実を図ります。

#### 【柏市人権擁護指針】

○生徒指導等に関する実践的な指導力を養うため、初任者研修にて生徒指導、教育相談をテーマにした講座を、夏季特別研修では、児童虐待や人権尊重をテーマにした講座を継続して実施します。

#### 【第3次柏市教育振興計画】

## 基本目標 1-2

### 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

#### こども大綱(抜粋)

自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を創出する。

こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を推進する。

また、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。

○男女平等の視点に立って家庭での教育が行われるよう啓発に努めます。学校においては、人権尊重や男女平等の意識を育て、性別にとらわれず個性を尊重した教育・指導に努めます。

生物学的性別に配慮しつつ、ジェンダーにとらわれず、個性や能力が伸ばせる環境づくりに努めます。また、保育士や保護者の何げない言葉かけや行動、慣行により、ジェンダー意識を助長しないよう点検、見直しに努めます。

さらに、社会全体においても男女平等の視点に立った学習ができるよう、学習機会の充実を図り、様々なニーズに応じて学習機会が確保されるよう、開催日時等に配慮し、学習しやすい条件整備や学習プログラムの充実に努めます。

#### 【第4次柏市男女共同参画推進計画】

○障害者が気軽に安心して参加できるスポーツや文化芸術活動など余暇活動の機会を提供するとともに、障害者活動センターを始めとする各所で活動する障害福祉関係団体の活動を支援することで、障害者同士や市民との交流機会の提供や、障害者の居場所づくりに取り組みます。

#### 【ノーマライゼーションかしわプラン 2024】

○生きもの多様性の保全を進めるために、将来の生きもの多様性の保全と回復を担う子ども達を中心とした多くの市民への普及啓発を行い、自分の住んでいる周辺の自然環境を知り、愛着を持ち、探求心を芽生えさせるための取り組みを進めていきます。

**【柏市生きもの多様性プラン】**

○地球温暖化に関する情報を広く周知するため、講座やイベントの開催、指導者への支援や教材の提供に取り組んでいきます。特に、次世代を担う子どもたちへの環境学習を推進していきます。

**【第三期柏市地球温暖化対策計画（改定版）】**

○ごみの減量化・リサイクルの推進のため、出前授業、清掃施設見学会のほか、本市教育部門との連携によるドリームフラワープロジェクトなどの環境教育を通じ、人材の育成及び情報発信を継続します。

**【柏市一般廃棄物処理基本計画】**

○いちごやブルーベリーをはじめとした観光農園での収穫体験のほか、既存の市民農園や体験農園などを通じて農業とふれあう機会を増やし、市民の農業教育や農業理解促進に努めます。

**【柏市都市農業振興計画】**

○柏市では、子育て機能（子育て世代が必要な預かり等のサービスを受けることが出来る機能）のある「保育園」、「認定こども園」、「幼稚園」を都市機能誘導施設として位置づけています。

**【柏市立地適正化計画】**

○子ども目線の公園づくりや子育て世代の憩える環境づくりを推進する。

**【緑の基本計画】（改定中）**

- 学年に合った図書の紹介など、意図を持った読書活動を推進します。
- 市立図書館と連携した取り組みとして、小学校では子ども司書講座「夏休みおすすめ本コレクション(POP)」の展示、中学校対象として開催しているビブリオバトルを継続して実施します。
- 学校図書館運営マニュアルや授業で活用する単元を絞った学校図書館の活用リーフレット(毎年更新)を配布します。
- 電子版の百科事典等、調べ学習に活用できるコンテンツについて研修等で周知していきます。
- 子どもたちが授業で学んだ英語を活かす場について、国際交流会や Online Kashiwa English Camp など、実際に交流の機会を創出することで推進していきます。
- 市内外にある各機関と連携・協働し、体験的に学ぶ機会の充実を図ります。
- 授業内外でALT、外国語授業支援員と触れ合う機会を創出することにより、英語をより身近なものとして認識できるようにしていきます。
- キャリア教育や国際理解教育をはじめとする様々なイチカシ独自の特色ある教育活動を実施しており、今後、更なる拡充を検討していきます。
- 外国人特別入学者選抜の実施により、国際教養クラスに海外にルーツを持つ生徒が在籍することで、日々の学校生活を通じて異文化理解を深める環境を整えます。
- トランス北高校(アメリカ・カリフォルニア州)と30年以上にわたり実施している語学研修(相互受け入れ)をはじめとし、希望者に対して隔年で実施する中国やオーストラリアの姉妹校との語学研修など、海外姉妹校との交流を継続します。

### 【第3次柏市教育振興計画】

- 芸術文化は次世代を担う子どもたちの豊かな感性や創造性を育むため、とても大切なものです。幼児や児童生徒の鑑賞機会や体験機会の充実を図ります。具体的には、中学校在学中に1回は学校でプロオーケストラ演奏を鑑賞できる機会を提供しており、この事業は、鑑賞するのみでなく、演奏に合わせて生徒たちが合唱をしたりなど、

一体感を持てるよう工夫されています。芸術文化に興味がなかったり、触れる機会のない子どもたちにも機会を提供し、興味のきっかけづくりにつながるよう推進します。

#### 【第五次柏市芸術文化振興計画】

- 子どもが読書を楽しむには、それぞれの発達段階に応じて自然に本に触れ、読書に親しむきっかけをつくるのが大切です。乳幼児期の読み聞かせを通して、その後の読書習慣が身につくようなきっかけづくりを支援し、読書の機会の創出に努めます。
- 読書環境の整備を図り、子どもの読書活動を支えていくためには、あたりまえに思われている読書の大切さを見直し、読書活動への更なる理解と協力を求め、子どもの読書に対する興味や関心を深めていくことが重要です。社会全体で子どもの読書活動を推進していく意義を共有できるよう、普及・啓発活動を行っていきます。
- 乳幼児期や学齢期の子どもにとって、幼稚園・保育園の絵本コーナーや学校図書館、図書館など、安心して過ごすことができる施設は、読書活動の重要な場となり、子ども達の居場所ともなります。アクセシブルな電子書籍を活用しながら、あらゆる機会あらゆる場所で、すべての子ども達が読書に親しむ環境を整え、子どもの読書活動や学習活動を支えていきます。
- 子どもの読書活動に係る機関や団体と連携し、それぞれの特色を生かし、市内全域で、社会全体で子どもの読書活動に取り組んでいきます。

#### 【柏市子ども読書活動推進計画(第四次)】

- 障害の有無に関わらず、すべての子どもたちが、読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるよう、音声読み上げや拡大表示に対応したアクセシブルな電子書籍の充実を図るなど、図書館利用に障害のある子どもたちの読書環境整備を推進していく必要があります。
- 読書バリアフリー法の施行により、読むことに困難さを抱える子どもたちに対する読書活動支援の充実が求められています。心身の障害や国籍、居住地による読書環境の格差が生じない読書バリアフリー

を目指します。図書館では、読書バリアフリーに関する情報収集、ニーズの把握に努め、多様な資料の充実と提供を推進します。

- 障害児施設と連携して、障害児の読書を支援します。アクセシブルな電子書籍の充実や、点字資料、LLブックなどの障害者サービス用資料の収集に努め、読書環境を整備していきます。

【柏市子ども読書活動推進計画(第四次)】

【読書バリアフリー計画】

### 基本目標 1-3

#### こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

##### こども大綱(抜粋)

こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進する。

また、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援として、その自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進する。

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制の充実や、母子保健に関する情報の活用を含めた関係機関との連携により、地域で安心した育児ができるように支援します。子育てに関する情報が、子育て家庭はもとより子どもの関わりや関心のある方などにも広く伝わる情報提供体制を作ります。

##### 【柏市母子保健事業に関する基本方針】

○健やかで心豊かに暮らせるまちを目指すため、7つの重点分野に沿った若い世代からの健康づくりを実施します。

##### 【第2次柏市健康増進計画】

○在宅生活を送る障害者が日中安心して過ごせるよう、日中の居場所や緊急時・レスパイトを目的とした日中活動系サービス(生活介護・療養介護・自立訓練等)や一時預かりを行うサービス(短期入所・日中一時支援)の充実及びサービスの質の確保・向上を図ります。また、医療を必要とする人の経済的負担軽減を目的として、補助や助成を行います。

##### 【ノーマライゼーションかしわプラン 2024】

## 基本目標 1-4

### こどもの貧困対策

#### こども大綱(抜粋)

地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める。

貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める。

- すべてのこどもが、家庭の環境や経済的な状況に関わらず、等しく健やかに成長し、社会から孤立することなく安心して日常生活を送ることができるよう、こどもを第一とした視点で、各施策を総合的に推進していきます。
- 生活困窮により、こどもの発育・発達及び健康の維持に影響を及ぼさないよう、親の妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援等、生活の安定に資する支援の充実を図ります。  
また、社会的に孤立した世帯に対して、相談機能の充実を図るとともに、こども及びその保護者の交流の機会等につながる居場所づくりの提供に取り組みます。
- 就労に困難を抱えている保護者は複合的な課題を抱えていることが多く、関係機関との連携によるきめ細やかな支援を行うことで、就労に結び付けていきます。  
また、ひとり親世帯等が安心して子育てと仕事を両立し、自立した生活を送ることができるよう、個々の状況に合わせた就労支援や自立支援事業の活用促進を図ります。
- 40歳以下の夫婦と小学校6年生以下のこどもを含む世帯を対象に、最長15年間の期限付き入居制度を実施しています。  
今後も制度の拡大等、必要に応じて事業の見直しを検討します。

- 子どもにとって最も身近な学校を、貧困の連鎖を断ち切るための気づきの場となる「プラットフォーム」と位置付け、一人ひとりの子どもと家庭に寄り添った支援を行うため、学校と福祉をつなぐ役割として、スクールソーシャルワーカーの配置を推進します。また、子どもや保護者からの相談や、こどもの心のケア等を行う、スクールカウンセラーによる支援を充実していきます。
- スクールソーシャルワーカーを全中学校区及び市内 5 ケ所の教育支援センターへ配置します。様々な環境で問題を抱えている児童生徒や保護者に対し、教育分野や社会福祉分野等の知識を用いた相談支援、関係機関へのつなぎ、教職員への情報提供等を実施することで、児童生徒や保護者を取り巻く環境の改善に向けた支援をします。
- 児童生徒及びその保護者の教育・子育ての悩み等を中心にカウンセリングを行います。千葉県から、中学校は週1回、小学校は隔週と月1回の配置が行われるため、柏市では、小学校9校へスクールカウンセラーの拠点校配置を行い、月1回配置の小学校については、巡回訪問を実施します。
- 学校教職員に対して様々な機会に研修を実施することで、困難を抱えるこどもの生活状況、貧困がこどもの成長過程に及ぼす影響、貧困対策としての取り組み等の理解を促進します。

#### 【第 2 期柏市こどもの貧困対策推進計画】

- 母子世帯及び父子世帯に対して、市営住宅の抽選時に当選確率を高める優遇制度を実施しています。

#### 【第 4 期柏市ひとり親家庭等自立促進計画】

- 子どもたち自身の努力の及ばない不利な環境により、将来への道を閉ざされることのないよう、関係機関と情報共有、連携し、学習支援や貧困対策を図ります。

#### 【柏市人権擁護指針】

○「こども食堂」では、子どもの居場所であり、共食の場であるとともに、温かい食事が提供されています。しかし、資金や人材、食材の確保を安定的に行える運営が難しい現状があります。

地域のこども食堂の安定的な運営を目指し、運営に関する相談や広報活動、市民への支援依頼、関係機関への橋渡しなどの後方支援を推進します。

#### 【柏市食育推進計画】

○柏市営駐輪場の自転車定期利用に係る使用料及び利用料金は、生活保護法に基づく被保護者のうち高校生以下のものが駐輪場を定期利用する場合、100パーセント免除して、子育てや教育に関する経済的負担の軽減を行います。

#### 【柏市駐輪場等条例施行規則】

○支援が必要な方に届くように、制度周知に努めるとともに、支給事務を正確かつ迅速に行います。

○就学援助支給世帯を対象とした制服リユース事業（柏市制服バンク）を実施します。

○児童が始業前の時間を安全・安心に過ごすことができるよう、朝の児童預かり事業の実施を検討します。

#### 【第3次柏市教育振興計画】

**基本目標 1-5****障害児支援・医療的ケア児等への支援****こども大綱(抜粋)**

障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

○日常生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童について、集団保育を実施する保育園等において、安全に医療的ケア及び集団保育を実施することができると判断した児童を受け入れます。

**【第三期柏市子ども・子育て支援事業計画】**

○障害のある子どもが健全に育ち、障害の有無によって分け隔てられることなく、身近な地域で安心して生活できるようにするために、年齢や個々の状況に応じた適切な支援を行います。

**【第三期柏市子ども・子育て支援事業計画】****【柏市母子保健事業に関する基本方針】**

○障害児や発達支援の必要な児童を早期に発見し支援につなぐため、幼児健康診査を始めとする母子保健事業を推進するとともに、支援が必要な児童や家族については、障害児支援の中核となる児童発達支援センターに速やかにつなぎ、センターが中心となって関係事業所と共に適切な支援を提供します。また、研修等の実施を通じて、児童やその家族への支援を提供する職員のさらなる資質向上に取り組みます。

- 児童生徒一人一人の教育的ニーズや特性に応じた教育の充実に向け、連続性のある「多様な学びの場」の整備、支援内容の充実、教職員の適切な配置や専門性の向上等に取り組みます。そして、校内支援体制をより強化するために、指導主事等による学校等への巡回相談を行います。さらに、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進め、相互に理解を深める教育を推進します。
- ライフステージによって支援が途切れてしまうことがないよう、ライフサポートファイル等を活用して、関係機関間で情報を共有しながら一貫した支援を提供するとともに、各種相談やペアレント・プログラムの実施により、子どもの成長に合わせた保護者へのサポートに取り組みます。また、2026年度に開設予定の「(仮称)柏市こども・若者相談センター」において、ライフステージに関係なく、あらゆる相談に対応できる体制を整備します。
- こども園・幼稚園・保育園と児童発達支援事業者、小中学校と放課後等デイサービス事業者など、子どもの支援に携わる関係機関が情報共有・連携しながら支援が行えるよう、柏市自立支援協議会こども部会を始めとした各種会議において連携強化に取り組みます。
- 家庭の状況に応じて、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中に、放課後等デイサービスやこどもルーム等で小・中・高校生の障害児を預かり、生活能力向上のための訓練等を提供し、子どもの自立を促進するとともに、居場所づくりに取り組みます。また、柏市自立支援協議会こども部会事業担当者会議における情報共有や、各種研修等を通じて、サービスの質の確保に取り組みます。
- 障害児等療育支援事業(巡回支援)等を通じてこども園・幼稚園・保育園等へ専門職員を派遣し、発達に課題のある子どもや、医療的ケア児を含む障害児等が在籍する園の職員のスキルアップに取り組むとともに、こども園・幼稚園・保育園等での集団保育を希望する子どもの安全・安心な受入環境を整備します。
- 障害や発達に課題のある子どもとその家族が取り残されることなく、早期に適切な支援を受けられることができるよう、早期発見に取り組む

とともに、専門性の高い職員・専門職が相談支援と療育支援の両面から、支援を提供できる体制を強化します。

- 支援を要する子どもとその家族に対して、こども園・幼稚園・保育園及び事業所等が適切な支援を適切な方法で提供できるよう、児童発達支援センターが中心となって受け入れる施設側のスキルアップを図ります。
- 増加する放課後や休日の障害児の預かりニーズに対し、子ども達の健全な育成を図るため、指導監査や研修等を通じて適切な支援や保育を提供し、子ども達が安心して過ごせるような環境を整備します。
- 子どもの成長に合わせて情報を連携させることで、出生から自立までの一貫した支援を行うとともに、子どものあらゆる相談に対応し、高い専門性をもって、迅速かつ的確に必要な支援を提供します。また、18歳以降の若者も引き続き社会的な自立に向けて相談や必要な支援につなげていきます。
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内支援体制の整備・充実を図る。また、障害のある児童生徒が、自立していくプロセスや社会参加の方法を適切な支援や指導の下で学ぶことができる環境を整備する。
- 一人一人の教育的ニーズに合わせた指導・支援を行うため、障害のある児童生徒等の関係機関や指導内容等に関する情報についてまとめた計画を作成する。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒を始め、医療的ケアを必要とする児童生徒や不登校等、特別な支援や個別の支援を必要とする児童生徒に対する教育の充実を図るため、適切な配置を行う。
- 児童生徒一人一人の教育的ニーズや特性に応じた教育の充実に向け、管理職及び教職員、特別支援教育コーディネーターに対し、特別支援教育に関する研修を実施する。
- 校内支援体制の整備に向け、担任等に対して、担当指導主事や柏市特別支援教育巡回相談員による指導・助言を行う。

○共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず通常の学級、特別支援学級、小中学校と特別支援学校との交流及び共同学習に取り組む。

#### 【ノーマライゼーションかしわプラン 2024】

○管理職、特別支援教育担当者をはじめとする全教職員の専門性や指導力の向上のための研修を充実させて、学校全体の特別支援教育の推進を図ります。

○特別な支援を要する児童生徒が、実態や教育的ニーズに応じて適切な支援を受けられるような就学相談体制を構築します。

○福祉・医療等関係機関と連携しながら、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等それぞれの学びの場での支援を充実させます。

○特別支援学級において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編成するようにしていきます。

○医療的ケアコーディネーターの配置及び医療的ケア指導医の派遣により、安全・安心な医療的ケア実施体制の充実を図ります。教員と医療的ケア看護師が連携して、個別の教育支援計画等を活用しながら、医療的ケアが必要な児童生徒の自立を見据え、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行います。

○医療的ケアが必要な児童生徒に対して、適切にケアを実施するために各校に不足がないように医療的ケア看護師を配置します。

#### 【第3次柏市教育振興計画】

## 基本目標 1-6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 及びヤングケアラーへの支援

### こども大綱(抜粋)

虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行う。

○児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応のため、関係機関との連携の強化や児童相談所の設置に向けた取り組みを推進します。

#### 【第三期柏市子ども・子育て支援事業計画】

○さまざまなリスクを抱えた妊産婦や子育て家庭を早期に把握するとともに、誰もが安心して子育てができるよう、母子保健事業の確実な実施、相談支援体制の強化、地域全体での見守りも含めたネットワークを活用し、切れ目なく支援します。児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応のため、関係機関との連携の強化や児童相談所の設置に向けた取り組みを推進します。

#### 【柏市母子保健事業に関する基本方針】

○児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めます。また、関係機関と連携し、要支援対象児童等の適切な保護、支援に必要な情報交換を行い、児童虐待の防止に努めます。

#### 【柏市人権擁護指針】

○児童・生徒(対象は小中学生)の就学の継続のため、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとともに支援します。

#### 【柏市地域健康福祉計画資料編】

- 児童虐待やヤングケアラー等、家庭生活において困難を抱えている児童生徒について、スクールソーシャルワーカーを活用し、他機関とのスムーズな連携を行います。
- 生徒指導等に関する実践的な指導力を養うため、初任者研修にて生徒指導、教育相談をテーマにした講座を、夏季特別研修では、児童虐待や人権尊重をテーマにした講座を継続して実施します。

#### 【第3次柏市教育振興計画】

- 児童養護施設や里親家庭などを離れた方の大学や専門学校等への進学を支援するため、月額45,000円を学費や生活費の一部（返済不要の奨学金）として助成します。

#### 【柏市ケアリーバー等支援給付型奨学金支給規則】

## 基本目標 1-7 こども・若者の自殺対策、犯罪などから こども・若者を守る取組

### こども大綱(抜粋)

SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、などの体制強化を図る。

こども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、安全教育を推進する。

○児童虐待の背景にある家庭が抱える複雑かつ困難な課題に対し、きめ細かな対応を図るため、児童相談所設置市への移行を図るとともに、これまで市が取り組んできた子育て支援や発達相談等の支援の機能を加えた一体的な支援体制を構築します。

#### 【第三期柏市子ども・子育て支援事業計画】

○教職員や児童生徒等への防災教育・避難訓練を積極的に実施する。  
○児童生徒に対しては、社会科や理科の一環として、災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険等について ICT 等を活用した教育を行う。また、防災専門家や災害体験者の講演、地震体験車等による地震疑似体験、AED 研修等のほか、防災教育拠点や地域の防災訓練、消防団員等が参画する学習といった実践的な内容により、災害対応力の向上を図る。

#### 【柏市地域防災計画】

○犯罪等の危険に対する子どもたちの意識向上を図るとともに、自分の身を守るために必要な知識や判断力を身に付けさせるための安全教育の充実を図ります。

#### 【柏市人権擁護指針】

○市内の保護司会や更生保護女性会に対して、補助や会議室の確保などの活動支援を行います。

#### 【第5期柏市地域健康福祉計画（柏市再犯防止推進計画）】

○悩みを抱えた子どもが、その悩みを抱え込まずに相談ができる「SOSの出し方」に関する教育を推進するとともに、そのSOSを受け止める側である教員及び保護者に向けて「SOSの受け方」について啓発を行い、悩みを抱え込まずに身近な方に話すことができる環境を、子ども及び教員並びに親の双方向から整えていきます。

○妊産婦及び子育て中の保護者に対して、産後うつ防止、育児のストレス及び育児不安等の解消に向けた支援を提供します。

○地域で自殺対策に取り組む団体等との連携を深め、多様な支え手による包括的なネットワークの体制づくりに取り組みます。地域での見守り活動及び体制づくりを支援し、地域のつながりを深めるための居場所づくりを推進して地域の交流を促進し、コミュニティ活動の充実に努めます。

また、市民一人ひとりが悩んでいる身近な方及び、自殺を考えている方の存在に気づき、具体的支援へとつなげていくことが重要です。自分の周りでSOSを発している方の存在に気づき、声をかけ、話を聴き、見守っていけるゲートキーパーとしての役割を担えるよう、お互いが気づきあい、声をかけやすい地域づくりを推進します。

○悩みを抱えた子どもが、その悩みを抱え込まずに相談できる「SOSの出し方」に関する教育の推進。SNS相談アプリ「STANDBY」を導入。また、SOSの出し方に関する授業を実施。

#### 【第2次柏市自殺対策計画】

○2ndGIGAに向けて教員の授業観の転換を図り、情報活用能力の育成を念頭に、意図をもって児童生徒に委ねる場面を積極的に設定します。

○学校間格差の是正に向けて、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる実践事例（情報活用能力の育成・発揮等）等の情報共有や研修を行います。

- 各学校の課題や要望に応じて、指導主事を派遣して出前授業を実施します。出前授業は、児童生徒が普段から意識すべきことや直面する諸課題について、児童生徒が自分で考え、解決できる力を身に付けることを目指し、内容を工夫して実施します。
- 情報モラル教材を活用し、発達段階に応じた指導が行えるよう、様々な事例のアニメーション動画、指導案・ワークシート資料、情報モラルCBTなどを提供するほか、ITアドバイザーOnline「柏市情報モラル・リテラシー（授業で使える教材）」コーナーを設け、上述したコンテンツの提供及び周知に努めます。
- 柏市情報リテラシー育成カリキュラムに基づき、小中9年間において体系的に情報活用能力の育成を進めます。
- IT教育支援アドバイザーによるICT活用支援の充実を図ります。
- スクールソーシャルワーカー（SSW）の全中学校区への配置や個別支援教員（生徒指導・不登校支援）の全中学校配置により、教職員、管理職を中心に専門職と連携し、個々のケースや要望に対してチームで適切な支援を実施します。
- 匿名相談アプリ「STANDBY」を活用して、市内小学校5年生から市立柏高等学校3年生までを対象とした相談窓口と相談体制の充実を図ります。また、各学校へ「シャボテンログ」を活用した心の健康観察の促進についても継続して推奨していきます。
- 柏市全体にいじめ防止の啓発を広めていくための効果的な手立てについて、いじめ防止サミットを通じて検証していきます。サミットについては、各中学校の代表者が主体的に取り組み、かつ取組の成果を検証できるような体制を構築します。
- 未然防止の観点から、いじめ防止授業の実施を検討します。さらに再発防止授業については、いじめが起きてしまった背景をしっかりと検証していかないと再発防止とならないため、授業を行う前にしっかりといじめの内容について把握し、効果を発揮する授業となるよう取り組みます。
- 児童生徒が普段から意識すべきことや直面する諸課題について、児童生徒が自分で考え、解決できる力を身に付けることを目指し、各学校で行う出前授業の内容を工夫して実施します。

○地域と連携した訓練や、市の防災部局と連携した講座や好事例の紹介などにより、防災体制を強化します。

**【第3次柏市教育振興計画】**

○ICT機器の基本操作やGoogleの主要ツールの操作方法等を小中学校の9年間で体系的に習得することができるように「柏市情報リテラシー育成カリキュラム表」を作成。各校において確実に実施されるよう指導・助言している。

**【柏市学校教育情報化推進計画】**

## 基本目標 2-1

### こどもの誕生前から幼児期まで

#### こども大綱(抜粋)

保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要である。

- 障害のある子どもが健全に育ち、障害の有無によって分け隔てられることなく、身近な地域で安心して生活できるようにするために、年齢や個々の状況に応じた適切な支援を行います。
- 子育てに関する情報が、子育て家庭はもとより子どもとのかかわりや関心のある方などにも広く伝わる情報提供体制をつくります。また、子育てについて相談しやすい体制を充実させます。
- まち全体で、子ども同士が育ち合い、保護者も共に支え合う仲間作りや学び合いができる場、また、時には親子がほっとひと息つける場の充実を図ります。また、まちへ踏み出す親子を温かく迎え入れる環境づくりを進めます。
- 妊娠・出産期からの積極的な周知や、相談のきっかけをつかみやすい工夫により各種相談窓口を利用しやすくします。また、専門機関の間の連携の強化を行います。
- 専用施設にて、疾病にかかっている児童を一時的に保育する病児・病後児保育事業を実施します。
- 幼児期の教育・保育から小学校への円滑な接続のために、市内の認定こども園・認可保育園・幼稚園の協力のもと、幼児教育共同研究や幼保こ小連絡協議会を通して、相互理解や交流・情報交換を進め、より厳密な連携を図ります。
- 幼稚園教諭や保育士等の人材育成に取り組み、適正な保育環境を保ちます。また、保育士の労働環境へ配慮し、処遇改善事業を行い

ます。合同就職説明会や養成校への PR などを通じて幼稚園教諭・保育士等の確保に努めます。

#### 【第三期柏市子ども・子育て支援事業計画】

- 子育て家庭が孤立することなく、育児に安心してゆとりを持って親としての役割が発揮できるよう、まち全体で、子ども同士が育ち合い、保護者も共に支え合う仲間作りや学び合いができる場、また時には親子でほっとひと息つける場の充実を図ります。また、まちへ踏み出す親子を温かく迎え入れる環境づくりを進めます。
- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制の充実や、母子保健に関する情報の活用を含めた関係機関との連携により、地域で安心した育児ができるように支援します。子育てに関する情報が、子育て家庭はもとより子どもの関わりや関心のある方などにも広く伝わる情報提供体制を作ります。
- さまざまなリスクを抱えた妊産婦や子育て家庭を早期に把握するとともに、誰もが安心して子育てができるよう、母子保健事業の確実な実施、相談支援体制の強化、地域全体での見守りも含めたネットワークを活用し、切れ目なく支援します。児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応のため、関係機関との連携の強化や児童相談所の設置に向けた取り組みを推進します。
- 障害のある子どもが健全に育ち、障害の有無によって分け隔てられることなく、身近な地域で安心して生活できるようにするために、年齢や個々の状況に応じた適切な支援を行います。

#### 【柏市母子保健事業に関する基本方針】

- 教育・保育施設や地域型保育事業の計画的な整備及び認定こども園への移行を進めることで、保育需要への対応を図ります。公立保育園においても、施設の老朽化が進む中で保育需要に対応して運営を継続する必要があるため、各種の改修工事を計画的に進めます。

#### 【第三期柏市子ども・子育て支援事業計画】

#### 【柏市保育のあり方に関する基本方針】

○生活困窮により、こどもの発育・発達及び健康の維持に影響を及ぼさないよう、親の妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援等、生活の安定に資する支援の充実を図ります。

また、社会的に孤立した世帯に対して、相談機能の充実を図るとともに、こども及びその保護者の交流の機会等につながる居場所づくりの提供に取り組みます。

○幼稚園・保育園・認定こども園と小学校の連携については、市内10地区において連絡会を実施し、保育者と教諭間で、こども同士の交流方法を工夫する等の情報交換や指導観の相互理解を深めていきます。

また、生涯にわたる学び、生活の基盤をつくる上で重要となる、5歳児から小学校1年生の「架け橋期」に関する資料を作成し、各校で活用するとともに、研修会による啓発活動を推進します。

柏市の保育・幼児教育の充実を図ります。また、施設類型に関わらず、柏市全体の幼児教育の質を高めるため、推進委員とともに、幼児教育共同実践研究会を定期的を開催し、情報共有や指導の実践に努めます。

幼稚園、保育園、こども園と小学校の滑らかな接続を目指し、幼保こ小連絡協議会を中心に取り組みを進めています。園と小学校が協働して、遊びを通じた学びの重要性を共有し、架け橋期の教育の充実を図っており、令和6年度の地区別連絡会への参加園率は99.1%と高い水準を維持しています。

学びの連続性を重視した教育課程の実施・評価を進めるとともに、地域全体で子どもの成長を支える仕組みをさらに強化していく必要があります。

○就労に困難を抱えている保護者は複合的な課題を抱えていることが多く、関係機関との連携によるきめ細やかな支援を行うことで、就労に結び付けていきます。

また、ひとり親世帯等が安心して子育てと仕事を両立し、自立した生活を送ることができよう、個々の状況に合わせた就労支援や自立支援事業の活用促進を図ります。

#### 【第2期柏市こどもの貧困対策推進計画】

- 未就学児を育てている女性が特定健康診査やがん検診を受けやすい環境整備、被扶養者の女性が検診にアクセスできるような情報発信を行います。

#### 【第2次柏市健康増進計画】

- 子育て支援をしたいと考えている人等に向け情報提供や各種研修を行い、子育て支援者を育成します。また、市民実行委員による子育て情報誌の作成や子どもの育ちや子育てに関するフォーラムの企画・運営を通して構築される、子育て当事者・子育て支援団体等のネットワーク活動を支援します。
- 地域と連携した見守り活動により、地域生活課題や市民の個別課題を発見・把握する仕組みづくりを行うとともに、庁内連携会議などを通じた行政内での連携体制を構築します。これにより、福祉サービスの充実と、切れ目のない支援体制を構築します。
- 子どもと保護者が心身の健康を維持・増進できるように、切れ目のないきめ細かな支援を充実していきます。また、地域における子どもの居場所づくりを拡充するとともに、地域内での相互援助活動の活性化を図ります。

#### 【柏市地域健康福祉計画(資料編)】

- 障害児や発達支援の必要な児童を早期に発見し支援につなぐため、幼児健康診査を始めとする母子保健事業を推進するとともに、支援が必要な児童や家族については、障害児支援の中核となる児童発達支援センターに速やかにつなぎ、センターが中心となって関係事業所と共に適切な支援を提供します。また、研修等の実施を通じて、児童やその家族への支援を提供する職員のさらなる資質向上に取り組みます。
- 障害児等療育支援事業(巡回支援)等を通じてこども園・幼稚園・保育園等へ専門職員を派遣し、発達に課題のある子どもや、医療的ケア児を含む障害児等が在籍する園の職員のスキルアップに取り組

むとともに、こども園・幼稚園・保育園等での集団保育を希望する子どもの安全・安心な受入環境を整備します。

- 障害や発達に課題のある子どもとその家族が取り残されることなく、早期に適切な支援を受けることができるよう、早期発見に取り組むとともに、専門性の高い職員・専門職が相談支援と療育支援の両面から、支援を提供できる体制を強化します。
- 支援を要する子どもとその家族に対して、こども園・幼稚園・保育園及び事業所等が適切な支援を適切な方法で提供できるよう、児童発達支援センターが中心となって受け入れる施設側のスキルアップを図ります。
- ライフステージによって支援が途切れてしまうことがないよう、ライフサポートファイル等を活用して、関係機関間で情報を共有しながら一貫した支援を提供するとともに、各種相談やペアレント・プログラムの実施により、子どもの成長に合わせた保護者へのサポートに取り組みます。また、2026年度に開設予定の「(仮称)柏市こども・若者相談センター」において、ライフステージに関係なく、あらゆる相談に対応できる体制を整備します。

#### 【ノーマライゼーションかしわプラン 2024】

- 柏市版架け橋期カリキュラム共通シートを活用し、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校がともに子どもの育ちや学びを見通したり、振り返ったりしながら日々の教育活動を評価することに取り組んでいきます。
- 架け橋期の子どもたちのよりよい成長に向け、柏市幼保こ小連絡協議会による連携体制を強化し、各園と各校との交流会や教職員の連携活動などを推進します。

#### 【第3次柏市教育振興計画】

## 基本目標2-2

### 学童期・思春期

#### こども大綱(抜粋)

学童期のこどもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要である。

思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないよう支えていくことが望まれる。

○障害のある子どもが健全に育ち、障害の有無によって分け隔てられることなく、身近な地域で安心して生活できるようにするために、年齢や個々の状況に応じた適切な支援を行います。

#### 【第三期柏市子ども・子育て支援事業計画】

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援体制の充実や、母子保健に関する情報の活用を含めた関係機関との連携により、地域で安心した育児ができるように支援します。子育てに関する情報が、子育て家庭はもとより子どもの関わりや関心のある方などにも広く伝わる情報提供体制を作ります。

#### 【柏市母子保健事業に関する基本方針】

○平成25(2013)年に、「いじめ防止対策推進法」が施行されましたが、スマートフォンなどの普及により、情報発信の容易さや匿名性から、いじめが周囲から一層見えにくくなっているため、いじめの早期発見、いじめへの適切かつ迅速な対応に努めます

#### 【柏市人権擁護指針】

- 健康教育を通じて、性や将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を行い、健康な身体とこころを整えることへの知識・理解を促進します。また、食育やたばこについて学校や地域と連携した取組を強化します。

#### 【第2次柏市健康増進計画】

- ライフステージによって支援が途切れてしまうことがないよう、ライフサポートファイル等を活用して、関係機関間で情報を共有しながら一貫した支援を提供するとともに、各種相談やペアレント・プログラムの実施により、子どもの成長に合わせた保護者へのサポートに取り組みます。また、2026年度に開設予定の「(仮称)柏市こども・若者相談センター」において、ライフステージに関係なく、あらゆる相談に対応できる体制を整備します。
- 増加する放課後や休日の障害児の預かりニーズに対し、子ども達の健全な育成を図るため、指導監査や研修等を通じて適切な支援や保育を提供し、子ども達が安心して過ごせるような環境を整備します。
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内支援体制の整備・充実を図る。また、障害のある児童生徒が、自立していくプロセスや社会参加の方法を適切な支援や指導の下で学ぶことができる環境を整備する。
- 一人一人の教育的ニーズに合わせた指導・支援を行うため、障害のある児童生徒等の関係機関や指導内容等に関する情報についてまとめた計画を作成する。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒を始め、医療的ケアを必要とする児童生徒や不登校等、特別な支援や個別の支援を必要とする児童生徒に対する教育の充実を図るため、適切な配置を行う。
- 児童生徒一人一人の教育的ニーズや特性に応じた教育の充実に向け、管理職及び教職員、特別支援教育コーディネーターに対し、特別支援教育に関する研修を実施する。
- 校内支援体制の整備に向け、担任等に対して、担当指導主事や柏市特別支援教育巡回相談員による指導・助言を行う。

- 共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず通常の学級、特別支援学級、小中学校と特別支援学校との交流及び共同学習に取り組む。

#### 【ノーマライゼーションかしわプラン 2024】

- 子どもの居場所、地域の交流の場であり、誰かと共に食事ができる「こども食堂」等の「食事」に関する地域の自主的な活動を支援していきます。
- 子どもに対する食育は家庭だけで行われるものではなく、学校や保育所等においては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に食育を推進していくことが重要です。学校では、給食の提供をはじめ、各教科等における学習や体験を通して食事の重要性、望ましい栄養や食事のとり方、食文化を学ぶことができるとともに、感謝の心や社会性を養うことができます。

#### 【柏市食育推進計画】

- 部活動の地域展開の推進により、自校の部活動にない種目への参加等、学校外での活動機会の創出を図ります。
- IT教育支援アドバイザー による教員の教材作成、授業準備等の支援や、児童生徒のGIGA端末利用時のサポートをすることで、ICTを効果的に活用できる環境を整備します。週1回程度の派遣の他、学校の要望に応じて業務依頼を行います。
- 2ndGIGA に向けて教員の授業観の転換を図り、情報活用能力の育成を念頭に、意図をもって児童生徒に委ねる場面を積極的に設定します。
- 学校間格差の是正に向けて、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させる実践事例（情報活用能力の育成・発揮等）等の情報共有や研修を行います。
- 全学年を対象としたインターンシップ のほか、講演会や課題解決型の探究活動など、各年次に応じた地域に根差したキャリア教育を実施します。

- 管理職、特別支援教育担当者をはじめとする全教職員の専門性や指導力の向上のための研修を充実させて、学校全体の特別支援教育の推進を図ります。
  - 通常の学級で特別な支援を要する児童生徒の増加に対応できるよう、個別支援教員（特別支援）の拡充を図ります。校内委員会で対象児童を決定し、学級への入り込みによる指導及び、必要に応じて個別の取り出し指導を行います。
  - 特別な支援を要する児童生徒の増加に対応できるよう、教育支援員の拡充を図ります。特別支援学級に在籍する児童生徒の生活及び学習の支援や、通常の学級で車いすを使用している等、特別な支援を要する児童生徒の移動支援等を行います。
  - 特別な支援を要する児童生徒が、実態や教育的ニーズに応じて適切な支援を受けられるような就学相談体制を構築します。
  - 福祉・医療等関係機関と連携しながら、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等それぞれの学びの場での支援を充実させます。
  - 特別支援学級において、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育課程を編成するようにしていきます。
  - 医療的ケアコーディネーターの配置及び医療的ケア指導医の派遣により、安全・安心な医療的ケア実施体制の充実を図ります。教員と医療的ケア看護師が連携して、個別の教育支援計画等を活用しながら、医療的ケアが必要な児童生徒の自立を見据え、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行います。
  - 医療的ケアが必要な児童生徒に対して、適切にケアを実施するために各校に不足がないように医療的ケア看護師を配置します。
  - 不登校対策として、小学校への校内フリースクール（校内教育支援センター）の整備を進めます。併せて、小学校への個別支援教員（生徒指導・不登校支援）配置の拡充を図ります。
  - 教育支援センターにおけるアウトリーチ支援としてスクールソーシャルワーカーと協力した家庭訪問を実施します。
- また、あすなろキャンプ・自然体験学習、「ひまわりの会」による不登校経験者の講話等を通じて、不登校に関しての情報提供、個別相談の実施等の社会的自立に向けたきっかけづくりに繋がります。

- スクールソーシャルワーカー（SSW）の全中学校区への配置や個別支援教員（生徒指導・不登校支援）の全中学校配置により、教職員、管理職を中心に専門職と連携し、個々のケースや要望に対してチームで適切な支援を実施します。
- 不登校児童生徒それぞれの実態に配慮した学びの機会を確保するための選択肢の一つとして、学びの多様化学校の調査・研究を進めます。
- 「ひまわりの会」による、不登校経験者の話を聞く機会の提供や、進路についての情報提供、個別相談の実施など、学校連絡システムを活用して広く保護者に周知します。
- 学校の意向を踏まえて、学校運営協議会などにおいて、実情に合わせた不登校支援の具体的な取組について検討していきます。
- 不登校児童生徒における学びの選択肢の一つとして、フリースクールとの連携や夜間中学 などについて、国や他自治体の動向を確認しつつ含めて、調査研究を進めていきます。
- 教育支援センターでは、通室者との面談・家庭訪問の実施により、不登校児童生徒及びその保護者に対しての支援を行います。教育支援室では、市スクールカウンセラー（SC）による面談、発達検査を実施し、本人・保護者の困り感に対して学校と連携していることを活かし、適切な支援へと繋がります。
- 毎月在校等時間調査を実施し、その結果を市内全小中学校に還元しているため、職員一人一人が自分の時間外在校等時間を把握し、翌月の働き方を改善する資料となるようセルフチェックシートも配付して改善につなげます。
- 教職員の負担軽減に向けた学校用務や施設管理等の見直し策として、先進自治体への視察などの調査研究を行うとともに、外部委託化に向けた検討を行います。  
併せて、見直しに向けた財源確保の検討を進めるとともに、国・県からの財政支援措置についても機会を捉えて要望していきます。
- 定期的なストレスチェックや産業医の学校訪問による希望面談の実施、またメンタルヘルスに係る資料配付や研修の推進を行うほか、相談がしやすい職場の雰囲気づくりについて定例の校長会や教頭会で

周知を図り、教職員一人一人の心身の健康が保持できるようにしていきます。

- 働き方改革について、実践的な取組をしている市内小中学校に協力を依頼して作成した「柏市の学校における働き方改革事例集」を各学校に紹介し、文部科学省が示す同様の事例集と合わせて積極的に利活用するよう働きかけます。  
また、働き方改革を推進することで、現場の士気（モラールアップ）の向上を図り、その成果と課題を各校で共有して各学校への浸透を図ります。
- 各支援員のサポートが各学校に適切に行き届くように、学校の要望も鑑みて勤務時間・勤務形態・配置を行っていきます。
- 教員が児童生徒に向き合う時間を確保することを目的として、校務補助員の全校配置を目指し、教職員の負担軽減に取り組みます。
- 保健室の執務を円滑に進めるために、養護教諭支援員の派遣を継続して実施していきます。
- 校務や学校事務の情報化を推進し、効率化を目指します。中学校においてはデジタル採点の活用を促進していきます。さらに、生成AIを教育活動の中で具体的に活用する方策を検討していきます。
- 保護者等への対応の質の向上や子どもと向き合う時間の確保を目的として、学校に通話録音装置の設置、コールセンターの設置を検討します。
- 先進市や近隣市の取組を調査しながら、事務負担の軽減につながる取組として、学校徴収金の事務の見直しに取り組みます。学校の教職員へのヒアリングを実施するなど、事務負担の原因を把握するための取組を行います。
- ICT活用が必要となる教育現場でのニーズや課題に基づき、研修内容や特性に合わせたプラットフォーム等を活用して研修を実施します。
- デジタル学習基盤を用いた学び方の改善に向けて、実践事例を創出し広く周知します。
- 柏市学校における食育の基本理念である「食の大切さを学び、生きる力と豊かな人間性を育む」ことを目指します。

- 学校給食は、生きた教材と言われるように、食育や行事等に関連付けた献立を提供することで、学習内容等に対する興味や関心、理解が深まるなど、教育的効果を高めることができるため、給食(献立)と食育を一体的に推進していきます。
- 地場産物を積極的に使用した給食を提供し、給食時間や給食だより等を活用して、地産地消の取組を推進していきます。
- 学校運営協議会における熟議や、地域学校協働活動推進員の配置による学校と地域のコーディネートを通じて、保護者や地域住民等が参画する地域学校協働活動を推進します。
- 地域学校協働活動推進員養成講座を実施することで、地域学校協働活動推進員の全校設置を目指します。  
また、先進的な取組を行っている地域学校協働活動の視察研修等の実施により、推進員を育成します。
- 昔遊び等の授業支援や、キャリア教育における事業所の発掘等、教育課程において地域に根ざした地域学校協働活動を推進します。
- 地域学校協働活動は「学校を核とした地域づくり」を目指す一方、コミュニティスクールは学校運営協議会を設置した学校のことので「地域とともにある学校づくり」を目指しています。市ではこれらを一体的な推進を目指しています。
- 全ての児童が安全安心に過ごせる放課後の居場所を提供するために、こどもルームと放課後子ども教室を一体的に運営する体制を市内小学校全校で実施できるよう、段階的に整備します。

#### 【第3次柏市教育振興計画】

- 子どもたちが豊かな体験や多様な価値観との触れ合いを通じて自己肯定感や自己効力感を醸成し、未来の地域の担い手となり、自己の志の実現を図れる社会にしていこうことを目指します。
- 乳幼児期や学齢期の子どもにとって、幼稚園・保育園の絵本コーナーや学校図書館、図書館など、安心して過ごすことができる施設は、読書活動の重要な場となり、子ども達の居場所ともなります。

#### 【第4次柏市生涯学習推進計画改訂版】

○本市ではデジタル教科書や様々なデジタル教育コンテンツを導入しており、これらの活用による好事例や期待される効果について収集、周知をしていくことで効果的な活用を促進していく。

【柏市学校教育情報化推進計画】

## 基本目標2-3

### 青年期

#### こども大綱(抜粋)

青年期の若者が、自らの適性等を理解した上で、職業や進学などのライフイベントに係る選択を行うことができ、その決定が尊重されるような取組や若者に対する相談支援が求められる。

○ニートやひきこもりの方々はその状態に至る背景に複雑・複合化した生活課題を抱えていると推察される。今後の世帯支援に行き詰まった際、分野の異なる支援者が情報を共有したいという場合に重層事業の活用が選択肢の一つになればよいと考える。

【第5期柏市地域健康福祉計画(柏市重層的支援体制整備事業実施計画)】

### 基本目標3-1

#### 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

##### こども大綱(抜粋)

幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施する。

○幼児教育・保育の無償化を始め、実費徴収に係る補足給付事業等を行うとともに、各種支援制度の周知を進めます。

##### 【第三期柏市子ども・子育て支援事業計画】

○柏市営駐輪場の自転車定期利用に係る使用料及び利用料金は、高校生以下を一般の半額として、子育てや教育に関する経済的負担の軽減を行います(一部の駐輪場を除く)。

##### 【柏市駐輪場等条例】

○支援が必要な方に届くように、制度周知に努めるとともに、支給事務を正確かつ迅速に行います。

○就学援助支給世帯を対象とした制服リユース事業(柏市制服バンク)を実施します。

##### 【第3次柏市教育振興計画】

## 基本目標3-2

### 地域子育て支援、家庭教育支援

#### こども大綱(抜粋)

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進する。

- 子育てに関する情報が、子育て家庭はもとより子どもとのかかわりや関心のある方などにも広く伝わる情報提供体制をつくります。また、子育てについて相談しやすい体制を充実させます。
- 子育て家庭が安心して子育てにあたり、一人ひとりの子どもが健やかに育つことができるよう、家庭における様々な子育ての負担や不安、孤立感を和らげるための支援を、地域・社会で行います。

#### 【第三期柏市子ども・子育て支援事業計画】

- 子育て家庭が孤立することなく、育児に安心してゆとりを持って親としての役割が発揮できるよう、まち全体で、子ども同士が育ち合い、保護者も共に支え合う仲間作りや学び合いができる場、また時には親子でほっとひと息つける場の充実を図ります。また、まちへ踏み出す親子を温かく迎え入れる環境づくりを進めます。

#### 【柏市母子保健事業に関する基本方針】

- 子育て中の保護者の悩みごと相談や子育て支援情報の提供に努め、相談体制の充実を図ります。
- 子育て中の保護者が子育てを楽しむことができ、いつでも相談できる場や仲間づくり、社会参加できるように地域ぐるみで支援事業の充実に努めます。

#### 【柏市男女共同参画推進計画】

○母と子のつどいや地域のサロン等で地域のつながりづくり、健康づくりを推進しています。また、子どもとその保護者をターゲットとするイベントや事業等と連携することにより、子どもだけでなく、子育て中の親自身の健康に関心を持てる機会を増やします。

#### 【第2次柏市健康増進計画】

○市民が抱える複合的な課題を、丸ごと受け止めながら迅速な支援につなげていくために、関係者間の分野横断的な連携体制を整備し、福祉の総合相談窓口の体制を強化します。また、福祉関係者の相談支援スキルの向上を図り、市民が身近な場所で気軽に困りごとを相談できる環境づくりを進めます。

○地域と連携した見守り活動により、地域生活課題や市民の個別課題を発見・把握する仕組みづくりを行うとともに、庁内連携会議などを通じた行政内での連携体制を構築します。これにより、福祉サービスの充実と、切れ目のない支援体制を構築します。

○子どもと保護者が心身の健康を維持・増進できるように、切れ目のないきめ細かな支援を充実していきます。また、地域における子どもの居場所づくりを拡充するとともに、地域内での相互援助活動の活性化を図ります。

#### 【柏市地域健康福祉計画(資料編)】

○家庭教育支援を目的に、保護者同士の子育て情報の共有や交流・学びの場としての「みんなの子育て広場」を開催し、保護者が参加しやすい環境づくりや企画内容の充実に取り組みます。

#### 【第3次柏市教育振興計画】

○保護者・親子が集まり、仲間を作ったり、学びあったりできる機会の提供等の取り組みにより、子育ての不安や悩みを解消できる環境づくりを進めます。

#### 【第4次柏市生涯学習推進計画改訂版】

### 基本目標3-3

共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

#### こども大綱(抜粋)

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進する。

○子育て家庭が安心して子育てにあたり、一人ひとりの子どもが健やかに育つことができるよう、家庭における様々な子育ての負担や不安、孤立感を和らげるための支援を、地域・社会で行います。

【第三期柏市子ども・子育て支援事業計画】

○働きながら子育てをしている職員に対する支援制度の利用を促進するとともに、その周囲の職員を含めた働きやすい職場環境を整備することで、職員間での助け合いの風土を醸成していきます。

【次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく柏市特定事業主行動計画】

○男女が安心して子育てができ、対等なパートナーとして働くことができるよう、保育サービスや子育て支援事業等の充実に努め、事業主・男女労働者に労働法令の周知を図ります。

また、家族のあり方が多様化する中、育児休業、介護休業制度の周知を図り、様々な事情を有する人が働き続けられる環境を整備します。

【第4次柏市男女共同参画推進計画】

○児童が始業前の時間を安全・安心に過ごすことができるよう、朝の児童預かり事業の実施を検討します。

【第3次柏市教育振興計画】

### 基本目標3-4

#### ひとり親家庭への支援

##### こども大綱(抜粋)

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。また、こどもに届く生活・学習支援を進める。

- 安心して子育てと仕事の両立ができるよう、保育・育児の支援や住宅の確保など、多様なサービス及び子育て支援事業の充実を図っていきます。また、子育てにおいてひとり親家庭等が孤立することがないように、子育てに関する相談や情報提供等の充実を図ります。  
あわせて、ひとり親家庭等のこどもたちに向けて、基本的な生活習慣の習得や学習支援を行い、こどもたちが将来、社会で自立した生活が送れるよう支援に取り組んでいきます。
- ひとり親家庭等がより良い雇用条件で就業し、安定した収入を得ることができるよう、きめ細やかな就労相談及び就労支援を実施し、経済的な自立に向けた支援を推進していきます。  
また、就職や転職を考えているひとり親に対し、自らが望む就業に結びつくよう、資格や技能を習得するための講習会の実施、資格取得中の生活費の負担軽減、教育訓練講座の受講修了者に対する給付金の支給など、幅広い就業支援に取り組んでいきます。
- ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、総合的かつ計画的に施策の展開を図っていきます。
- ひとり親家庭が市営住宅を希望する場合、入居の抽選にあたって当選確率を高めるなどの優遇措置を適用します。また、県営住宅やひとり親家庭等の住宅確保を支援する団体等の情報を提供します。

#### 【第4期柏市ひとり親家庭等自立促進計画】



---

# 第4章



## 計画の推進



1

推進体制

本計画は、こども施策を計画的に推進するため、庁内に推進会議を設置し、関係部局と連携を図りながら取り組みます。

併せて、国・県との連携に加え、有識者による会議における専門的な助言及びこども・若者等の当事者の声を踏まえつつ、施策を進めます。



国・県



柏市こども施策推進会議

部局横断的な推進体制の構築し、計画推進について、課題の共有及び連携を図る



こども・若者・子育て当事者



調査・審議

有識者等による会議

- 柏市子ども・子育て会議
- 柏市児童福祉審議会 等

子ども・子育てに関する事業に従事する者、学識経験のある者などからなる会議体において、幅広く御意見等をいただきながら計画を推進する。





## 参 考 资 料



1

意見聴取の実施

後日掲載

(各種アンケート結果を掲載予定)

## 2

## 委員名簿

## 柏市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

氏名	職・所属等
青木 真理	柏市 PTA 連絡協議会 副会長
荒井 真彦	柏市青少年健全育成推進連絡協議会 会長
榎本 壽妹子	柏市民健康づくり推進員連絡協議会
大塚 紫乃	江戸川大学
岡田 剛	柏市医師会 理事
奥倉 徳士	柏市私立認可保育園協議会 事務局長
小塚 有規子	社会福祉法人青葉会 児童発達支援センター リトルペガサス施設長
柴田 陽向	公募委員
高田 竜成	公募委員
平山 彩乃	柏市立富勢保育園父母の会 会長
廣松 雪子	柏市私立幼稚園協会
福原 久雄	柏市小中学校校長会 副会長
宮山 仁	公募委員
渡邊 祐一	柏市認定こども園協議会 副会長

3

# 答 申 書

答申書 掲載